

第 1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成 15 年 11 月 11 日、広島県情報公開条例（平成 13 年広島県条例第 5 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により、実施機関に対し、「平成 15 年 10 月 21 日付け反論書のとおり、竹原支局に保管されている理由書（15. 5. 6 付け）が 1 枚であるとする、15. 6. 23 決裁の起案文書に理由書（写しを含む）をとじ込まずに最終決裁が終了している事実を踏まえ、当該理由書を最終決裁者等へ説明した事実を証明できる書類（15. 7. 28 付け東広建竹第 34 号により、既に関示を受けている文書を除く）」（以下「本件対象文書」という。）の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、不存在を理由とする不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成 15 年 11 月 25 日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成 15 年 12 月 21 日、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、全部開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書及び「平成 22 年 11 月 1 日付け 17 広情個審第 47 号による「広島県情報公開・個人情報保護審査会における意見陳述の出席希望日について（通知）」に対する回答」で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

平成 15 年 11 月 25 日付け東広建竹第 226 号の行政文書不存在通知書は、竹原支局が部内の決裁に関する規定を逸脱した決裁方法により、平成 15 年 7 月 7 日付け指令東広建竹第 19 号による不許可処分を行ったことを、公文書により明示しているものである。

上記の当該処分の内容のとおり、平成 15 年 4 月 22 日付けで申請した「砂防指定地内における制限行為の実施及び砂防設備の占用並びに普通河川等土木工事」にかかる添付資料として、竹原支局の担当者の求めに応じて提出した「理由書（普通車の通行が人命危険で困難ほか）」を、平成 15 年 6 月 23 日決裁の

起案文書にとじ込まずに最終決裁が終了しているという、常識では考えられない不適法な文書の開示結果を受けて、当該理由書を最終決裁者へ説明した事実を証明できる書類の開示を請求したが、証明できる文書は存在しない旨の通知があった。

広島県（地域事務所を含む）の文書管理規定や決裁規定では、当該「理由書」のような場合に書類をとじ込まないで決裁を了して構わないことになっているのか否か、また、竹原支局はどういう根拠でとじ込まずに決裁を終了したのか、これらの判断をした経緯や根拠を記載した文書は必ずあるはずと考えるのが社会通念上の公正妥当な判断であることから、速やかに開示するよう要求する。

なお、処分庁が一方的に判断の基準とした「必要不可欠性」においても、当該「理由書」の内容は、人命にかかわる危険な市道（自動車交通不能）の通行を回避するために、やむを得ず私費による橋の建設を申請したものであることを明記しており、許認可の判断において重要な書類になるものである。

「意見書」で補足された内容は、次のとおりである。

平成 17 年 11 月 14 日付け東広建竹第 255 号の理由説明書によれば、次の点が明記されている。その内容は、①異議申立人がいう「理由書」は、平成 15 年 4 月 22 日付け「砂防指定地内制限行為及び砂防設備占用許可並びに普通河川等土木工事許可」に係る添付資料として、平成 15 年 5 月 6 日付けで提出を受けたものであること、②上記申請に対する処分に当たっては、当該理由書を添付資料としてとじ込んだ上で起案を行い、平成 15 年 6 月 23 日に決裁を終了したこと、③上記の起案文書以外に、当該理由書を最終決裁者等へ説明した事実を証明できる書類はないこと、④対象文書は、平成 15 年 7 月 28 日付け東広建竹第 34 号により既に部分開示している文書と同一であること、⑤異議申立人の主張する「理由書を平成 15 年 6 月 23 日決裁の起案文書にとじ込まずに最終決裁が終了している」事実はなく、上記開示文書には当該理由書も含まれていること、という五つの点である。

しかし、平成 15 年 10 月 21 日付け反論書にも明記したとおり、不許可処分の決裁文書に理由書がとじ込まれずに決裁が為されたという重大な疑義があり、また、その重要な証拠は、行政文書の開示請求において入手している。

開示請求の対象とした文書は、砂防行政を所掌する部署が本来の職務として当然に作成（記録）しているべきものである。速やかに、適正な開示決定を行うよう要求する。

広島県は、平成 15 年 7 月 7 日付け指令東広建竹第 19 号の不許可処分において、(1)近くに橋があり、(2)進入路もあるという不当な理由を絶大な裁量権をもって明記したが、これは、不法占用の橋を放置している砂防行政の事実を隠匿する一方で、命を守るために橋を設置したいと申請した善良な国民を切り捨てた悪徳非道な行政処分であり、当該行政処分並びに広島県情報公開条例の趣旨に反する数々の不当な開示決定等に対して厳重に抗議する。

広島県の担当者には絶大な裁量権が認められており、不法占用の実態を含む砂防行政の職務怠慢を隠匿することを画策していることから、速やかに適法な開示を行うよう強く要求する。

「平成 22 年 11 月 1 日付け 17 広情個審第 47 号による「広島県情報公開・個人情報保護審査会における意見陳述の出席希望日について（通知）」に対する

回答」で補足された内容は、おおむね次のとおりである。

「平成 15 年 6 月 23 日に決裁を終了した不許可処分の決裁文書に理由書がとじ込まれずに決裁が為されたという重大な疑義があり、また、その重要な証拠は、行政文書の開示請求において入手しています。」という事実を客観的に立証できる資料として、平成 15 年 7 月 28 日付け東広建竹第 34 号で開示された文書の写し（ただし、用紙の材質は原本と異なるものの「とじ穴があればその跡が黒く写り、とじ穴がなければその跡は何も写らないこと」は原本と同じ）を別添のとおりに提出する。

なお、平成 15 年 7 月 28 日付け東広建竹第 34 号で開示された文書（原本）は、今後の法的措置に必要となることも勘案し、私の手元に保管しておくこととする。また、この文書は、平成 17 年 11 月 18 日付け広情個審第 47 号に対する「平成 18 年 3 月 26 日付け意見書」の証拠資料として、かつ、出席できない意見陳述の代わりに提出する。

最後に、広島県知事は、平成 15 年 5 月 6 日付け理由書を添付資料としてとじ込んだ上で起案を行い平成 15 年 6 月 23 日に決裁を終了したとの虚偽の理由説明書を作成したことから、当該虚偽公文書の真偽を含め、関連する行政文書の不開示（不存在）決定について貴審査会が真実を究明されることを切望する。

第 4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書で説明している内容を総合すると、本件処分を行った理由などについては、次のとおりである。

異議申立人がいう「理由書」は、平成 15 年 4 月 22 日付けで申請された「砂防指定地内制限行為及び砂防設備占用許可並びに普通河川等土木工事許可」に係る添付資料として、平成 15 年 5 月 6 日付けで追加提出を受けたものである。

上記申請に対する処分に当たっては、当該理由書を添付資料としてとじ込んだ上で起案を行い、平成 15 年 6 月 23 日に決裁を終了した。

上記起案文書以外に、当該理由書を最終決裁者等へ説明した事実を証明できる書類はない。

したがって、対象文書は、平成 15 年 7 月 28 日付け東広建竹第 34 号により既に部分開示している文書と同一である。

また、上記のとおりに異議申立人の主張する「理由書を平成 15 年 6 月 23 日決裁の起案文書にとじ込まずに最終決裁が終了している」事実はなく、上記開示文書には当該理由書も含まれている。

以上のとおり、対象文書は存在しないことから、条例第 7 条第 2 項により行政文書不存在通知を行ったものであり、本件処分は妥当である。

第 5 審査会の判断

1 本件対象文書について

本件対象文書は、砂防指定地内の河川に橋梁を設置するため、平成 15 年 4 月 22 日付けで提出された「砂防指定地内制限行為及び砂防設備占用許可並びに普通河川等土木工事許可」に係る申請（以下「本件許可申請」という。）の添付資料として、平成 15 年 5 月 6 日付けで追加提出された「橋梁設置の必要性が記載された書面」（以下「理由書」という。）を最終決裁者等へ説明した事実を証明できる文書である（平成 15 年 7 月 28 日付け東広建竹第 34 号で既に開示を

受けた文書（以下「開示済文書」という。）は除く。）。

本件許可申請については、平成 15 年 7 月 7 日付け指令東広建竹第 19 号で不許可処分が通知されており、当該処分を決定した平成 15 年 6 月 23 日付け決裁文書が開示済文書である。

開示済文書については、本件請求とは別に、異議申立人から平成 15 年 7 月 15 日付けで本件許可申請を不許可処分とした決裁文書の開示請求がされ、対象文書に個人情報が含まれることを理由として、平成 15 年 7 月 28 日付け東広建竹第 34 号で行政文書の部分開示決定をするとともに、異議申立人に対象文書の写しが交付されたものである。

異議申立人は、この開示済文書に添付されている理由書の写しには、とじ込まれた跡がないので、理由書がとじ込まれずに決裁が為されたという重大な疑義があり、とじ込まれていないとしたら、他に対象文書が存在するはずであると主張する。

実施機関は、理由書を開示済文書にとじ込まずに決裁が終了している事実はなく、この開示済文書以外には、理由書を最終決裁者等へ説明した事実を証明できる書類は存在しないと主張している。

2 本件処分の妥当性について

異議申立人は、本件処分について、本件許可申請に添付した理由書を最終決裁者へ説明した事実を証明できる書類の開示を請求したが、証明できる文書は存在しない旨の通知があったとする。

本件請求は、開示済文書を除くという請求であり、実施機関は、開示済文書以外には対象文書が存在しないため、不開示決定（不存在通知）を行ったのであり、実質的な不開示決定を行ったものではない。

次に、開示済文書に理由書を添付していると実施機関が主張していることに對し、異議申立人は、他の資料の写しにはあるとじ穴が、理由書の写しにはなく、これは、理由書がとじられることなく決裁が終了しているのではないかという重大な疑義があるとし、そうであれば、理由書については、他の対象文書が存在するはずであると主張する。

当審査会において、開示済文書の原本を見分したところ、伺い文、許可申請書、理由書、副申及び審査記録など許認可に必要な資料が編綴されており、その構成は、A 4 サイズの資料が 12 枚、理由書が B 5 サイズで 1 枚、橋梁の設計図面等が A 1 サイズで 2 枚とその図面を収納するための紙製の図面袋であった。

また、その編綴状態は、A 4 サイズの資料と図面袋がホッチキスでとじ込まれた後、2 穴パンチが施されており、B 5 サイズである理由書は、図面袋の上辺にホッチキス止めされた状態であったため、理由書には 2 穴パンチなどのとじ穴が施された状態ではなかった。

このような状態であれば、理由書にとじ穴がないことは当然であり、開示済文書の原本をこのまま複写すれば、当然に理由書にはとじ穴がない状態で写しが作成され、異議申立人が主張するように、開示済文書のとじ穴が共通とはならないことが認められた。

当審査会としては、このような書類の編綴・保管状態の是非はともかくとして、本件申請の内容である橋梁設置の必要性について記載された書類であるという理由書の性格を考慮すれば、本件許可申請を不許可処分とした決裁文書で

ある開示済文書に、理由書が添付されずに決裁が終了されたとはおよそ考えられない。また、異議申立人が主張する開示済資料のとじ穴が共通でないことのみをもって、開示済文書に理由書がとじ込まれずに決裁が終了したものであるとまでは、判断できない。

さらに、異議申立人が主張する他に対象文書が存在するはずであるという主張についても、実施機関が理由書を添付した上、決裁が終了しているとするれば、別に文書を作成することは不自然であり、開示済文書以外に文書は存在しないという実施機関の主張が不合理であるとは認められない。

3 異議申立人のその他の主張

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
16. 2. 6	・ 諮問を受けた。
16. 3. 1	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
17. 11. 14	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
17. 11. 18	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
18. 3. 27	・ 異議申立人から意見書を収受した。
18. 4. 24	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
22. 9. 10 (平成 22 年度第 5 回)	・ 諮問の審議を行った。
22. 10. 26 (平成 22 年度第 6 回)	・ 諮問の審議を行った。
22. 11. 24 (平成 22 年度第 7 回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第1部会】

今 井 光	弁護士
西 村 裕 三 (部 会 長)	広島大学大学院教授
横 山 美 栄 子	広島大学教授